

函 教 文

令和6年(2024年)4月9日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 文化財課が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱いについて

(文化財課)

文化財課が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱いについて

1 経過

令和6年2月20日、資料調査をしていた文化財課職員が、磯谷埋蔵文化財保管庫内で「アイヌ墓人骨」の記載がある保存箱を発見し、アイヌの人々の遺骨である可能性が高いことから、保存箱の内容物および発掘報告書等の文献、関係者への聞き取り等の調査を実施した。

調査の結果、アイヌ遺骨および副葬品3件と、すでに国の民族共生象徴空間（ウポポイ）（以下「ウポポイ」という。）の慰霊施設に安置されている遺骨に係る副葬品1件であることが確認された。

2 取扱いの方針

確認されたアイヌ遺骨およびその副葬品については、「市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針」（令和6年2月策定）に準じて対応することとし、可能な限り地域のアイヌ関係団体への返還、もしくはウポポイの慰霊施設への移管について要望する。

また、すでにウポポイの慰霊施設に安置されている遺骨に係る副葬品については、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）の「遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする。」に従い、当該施設への移送・安置に向けて関係者と協議する。